

第5節 基本方針に基づく施策の展開

1. 施策の体系

基本方針に基づく施策の体系は次のとおりです。

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

施策と主な取組み	取組み主体			区分	
	市民	事業者	市		
施策1-1 リデュース（発生抑制） の推進	(1) 家庭における食品ロスの削減	◎		○	拡充
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減		◎	○	新規
	(3) 水切りの普及啓発	◎	◎	○	拡充
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	◎		○	拡充
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進		◎	○	拡充
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上		◎	○	新規
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○	○	◎	継続
施策1-2 リユース（再使用） の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○		◎	拡充
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供		○	◎	継続
施策1-3 リサイクル（再生利用） の推進	(1) ごみと資源物の分別徹底	◎	◎	○	継続
	(2) 新たな資源化の検討			◎	継続
	(3) 店舗等の店頭回収の促進		◎	○	継続

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組み	取組み主体			区分	
	市民	事業者	市		
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○		◎	継続
	(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	○		◎	継続
	(3) 多様なツールによる情報発信	○		◎	継続
	(4) 学校等における環境教育の推進	○		◎	継続
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援	○		◎	継続
	(6) 不適正な排出に対する指導	○		◎	継続
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供		○	◎	拡充
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導		○	◎	拡充

基本方針
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみ・資源物の適正処理の推進			◎	継続
	(2) 処理における環境負荷の低減			◎	継続
	(3) 処理経費の削減に向けた検討			◎	継続
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進			◎	継続

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○		◎	継続
	(2) 分別しやすい排出方法の検討			◎	新規
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討		○	◎	継続
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート		◎	○	継続
	(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR		○	◎	継続

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組みの推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進	◎	◎	◎	継続
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	◎	◎	◎	継続
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	○	○	◎	継続
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○	○	◎	継続
施策5-2 事業所としての 市の取組み	(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み			◎	継続
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進			◎	継続

基本方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

施策6 将来にわたる安定的な 処理に向けたごみ処理 施設の整備	(1) 新ごみ焼却施設の整備			◎	新規
	(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討			◎	新規

◎：主な取組み主体 ○：取組みを支援又は関係している主体

2. 施策の展開

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

施策 1-1 リデュース（発生抑制）の推進

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組みを拡充していきます。

特に、燃やすごみの約5割を占める生ごみについては、工夫次第で減量できる余地が多いことから、優先して取組みを促進します。

さらに、リデュースを進めるためには、発生源である店舗や事業所において実施することが求められるため、拡大生産者責任に基づき、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や製品等の耐久性の向上について事業者働きかけます。

また、事業系ごみのごみ処理手数料については、ごみの減量に向けた意識を高める効果があることから、ごみの排出量の状況、社会情勢等を勘案しながら見直しについての調査検討を行います。

【主な取組み】

(1) 家庭における食品ロスの削減

家庭では、排出される手つかず食品や食べ残し等の減量に努めることが必要です。市は、食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、パンフレットの配布や説明会などの啓発を通じて、食品ロスの削減を図ります。

(2) 飲食店等における食品ロスの削減

本市は観光地であるため、事業所の中で飲食店が15.1%と最も高い割合を占め、生ごみが多く排出されています。そのため飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入などにより、食品ロスの削減を進めます。また、食品の製造、販売をする事業者に対しても、フードバンクの活用も含め、食品ロスの削減について呼びかけます。

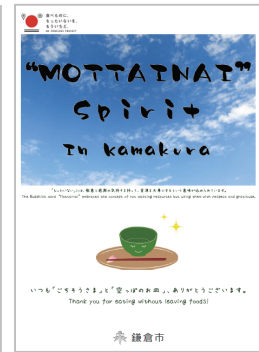
＜食品ロス削減の啓発＞

○家庭向けパンフレット

「食材を必要な量だけ買って食べきる」ことをキーワードに、一日の摂取量の目安や、食材の保管方法などを紹介しています。

○飲食店向けチラシ

お店で飲食されるお客様に向けて、「Mottainai Spirit in Kamakura」と題した食べ残しをしないように呼びかけるチラシを掲示し、飲食店で食品ロスが出ないように啓発しています。



写真：家庭向けパンフレット/飲食店向けチラシ

(3) 水切りの普及啓発

生ごみの約8割は水分であることから、水切りを普及させることによって、燃やすごみの減量や悪臭の防止、ごみの燃焼効率の向上などが期待できます。家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取組みの実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組み方法について普及啓発を行います。

(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機のさらなる普及拡大を目指すため、市の助成制度や市役所窓口での直接販売を継続し、ライフスタイルに合った使用方法やコストに関する情報提供を行います。また、生ごみ処理機購入後に、継続して使用していただくよう、利用者の感想等を情報提供するなどのアフターフォローを進めます。また、地域の中で生ごみ処理機の使用についてお互いサポートし、普及した事例について情報提供することで取組みを広げていきます。

大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進めます。

＜自治会における生ごみ処理機 100 台普及運動＞

鎌倉ハイランド自治会では、自治会組織が中心となり、非電動型生ごみ処理機「キエーロ」を初めに20台を共同購入して3か月実験したのち、100世帯への普及を目標とした結果、5か月後に100台を達成しました。成功のポイントは、以下の通りです。

- ★年度内に100台という明確な目標を掲げたこと。
- ★毎月、自治会便りに普及実績やごみ削減ワンポイントアドバイスを掲載し、3か月ごとに評価会議とワークショップを実施することで情報と意識を共有したこと。
- ★自治会組織を巻き込んで一斉に取り組んだこと。
- ★市への申請代行や、問題があった場合の相談体制など、会員の利便性を図ったこと。
- ★地域の皆で取り組むことで、話題となり楽しく取り組むことができたこと。

(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみ資源化を進めるとともに、促進するための制度を検討します。

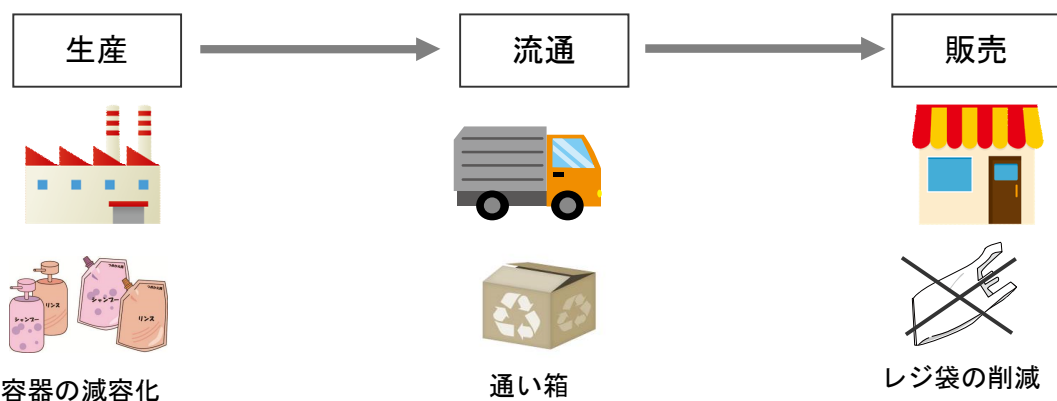
また、県内に事業所が活用できる登録再生利用事業者が少ないことが近隣市町においても共通の課題となっていることから、鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化の連携の中で、対応策について検討します。

さらに、事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とすることを検討します。また、公共施設等への大型生ごみ処理機の導入を推進します。

(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上

拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進します。例えば、工場における容器包装の減容化、流通工程における通い箱の使用、販売工程におけるレジ袋の削減、量り売りなどを促進します。また、省資源化、耐久性の向上、リサイクルが簡単な製品の設計等といった取組みを通じて、ごみを減らし、資源の利用を極力少なくするよう事業者に働きかけます。また、拡大生産者責任に基づく事業者の負担の明確化や事業者の発生抑制等を促進するような制度づくりについて、引き続き国や県に要望します。

図 2-8 生産、流通、販売工程における使い捨て物品等の削減



(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続

事業系ごみについては、ごみ処理に伴う適正な財政負担を求めていくことが必要であり、さらなるごみの減量・資源化につながると考えられることから、近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。

なお、家庭系ごみについては引き続き、ごみの減量を図りつつ、燃やすごみ及び燃やさないごみの有料化を継続することとします。

施策1-2 リユース（再使用）の推進

リデュース（発生抑制）とともに、3Rの中で優先順位の高いリユース（再使用）の取組みを促進するため、社会全体で「ものを大切に使う」意識を高めていく必要があります。

家庭における不用品を登録し、市民同士で交換する不用品登録制度（リユースネット）など、リユースに関する施策を拡充していきます。

また、バザーやリサイクルショップなど、すでに地域や民間業者、各種団体が主体的に取り組んでいる活動が円滑に継続できるよう、情報提供などの必要な支援を行います。

【主な取組み】

(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

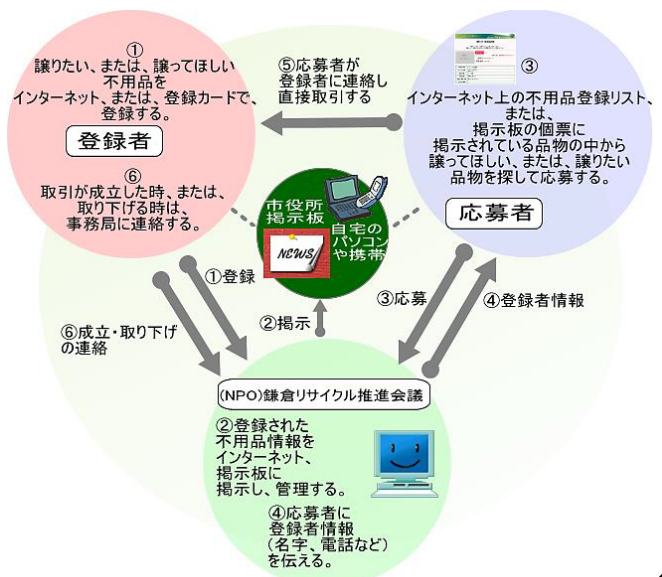
不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行います。そのほかイベントにおけるリユース食器の利用に対する補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指します。また、本等について市民からの寄附事業を推進します。

＜不用品登録制度＞

（リユースネットかまくら）

「リユースネットかまくら」とは、家庭にある不用品を有効に活用するために、市民活動団体と市が協働事業として情報提供するシステムです。

市役所や支所、インターネット、携帯電話からも登録・応募ができ、いらないもの、ほしいものを「譲り合う」ことができます。



(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供

バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークション、フリーマーケットアプリなど、地域や民間業者、各種団体が主体となるリユースの活動が拡大しています。より多くの市民が気軽にリユースに取り組めるよう情報提供等を行い、地域の自立した活動を支援します。

施策1-3 リサイクル（再生利用）の推進

2R（リデュース、リユース）の取組みを行ってもなお排出されるものについては、資源として有効利用していくために、リサイクルを進めていきます。

本市は先駆的にリサイクルの推進を行っていますが、残念ながら依然として事業系燃やすごみは約24%の資源物・産業廃棄物（家庭系は約13%の資源物）が混入しているため、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

また、制度や技術動向等を勘案し、現状の資源化方法の改善を図るとともに、新たな資源化品目の拡大を検討します。

店舗におけるリサイクルの推進としては、拡大生産者責任の考え方にに基づき、スーパー等における資源物の店頭回収を促進します。

【主な取組み】

(1) ごみと資源物の分別徹底

市民、事業者の皆様にごみと資源物の分別を徹底していただくことにより、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図ります。

(2) 新たな資源化の検討

さらなる焼却量の削減と資源の有効利用を促進するため、処理コストを考慮しながら、資源化方法の改善を図るとともに、資源化品目の拡大（製品プラスチック、木くず）、新たな資源化（皮革製品、羽毛・綿衣料品、紙おむつ、生ごみなど）や分別区分の見直しの検討を行い、可能な品目から順次実施します。検討に当たっては、民間のごみ資源化施設への処理委託や小規模な施設による処理方法について法制度や技術動向、先進事例、環境負荷、経済性等を考慮します。

(3) 店舗等の店頭回収の促進

リサイクルを促進するために、拡大生産者責任の考え方にに基づき、スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進します。引き続き、スーパー等事業者への要請を行うとともに、市民に対して説明会やごみ減量通信等において周知を図ります。

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策2-1 市民に対する働きかけ

ごみに対して関心が高い市民は非常に多く、その高い意識を継続していただけるよう、分かりやすく3Rの意義を解説し、だれもが実践しやすい3Rの方法を周知していくことが重要です。また、若年世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層に対しても、情報が行きわたるように情報ツールなどの工夫を行います。

また、循環型社会の形成のため、次世代を担う人材育成として引き続き環境教育の充実を図ります。また、地域における3Rの活動については、さらに主体的な活動が充実し、地域で自立した活動ができるよう支援、育成を図っていきます。

【主な取組み】

(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発

大量消費・大量廃棄から、ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換に向けて、マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用し、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き行います。また、商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェア（共同所有）などの新しい価値観が、経費の節約だけでなく、3Rにつながることを情報発信していきます。

(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供

市民に対して、分別区分やごみ量の基礎情報に加え、3Rの意義や具体的な取組み方法や効果などを積極的に情報提供します。幅広い世代に分かりやすくキャラクターを使用するなど、興味関心を引く効果的な情報提供を行います。



かまくら3R推進キャラクター

(3) 多様なツールによる情報発信

従来の広報やごみ減量通信といった紙媒体や、ごみダイエット展、説明会等は情報発信の手段として重要と考えられます。一方で、若年世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層への周知を図る必要があります。インターネットの浸透やスマ

ートフォンの普及、Facebook などのSNSの普及を踏まえるとともに、不特定多数の人にPRできるような多様なツールによる発信により、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境をつくります。

(4) 学校等における環境教育の推進

3Rの取組みの実践やライフスタイルへの定着を図るには、ごみの減量やリサイクルについて幼少期から知識や体験によって学ぶことが効果的と考えられます。また、環境教育を通じて子どもに伝えることにより、家庭、地域へ波及することが期待できます。今後も引き続き、教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図ります。

(5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援

自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会、修理修繕教室や衣類のリフォームなどを学習する機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付する3R推進事業奨励金交付制度など地域に根差した3Rの取組みに対する支援を行います。

(6) 不適正な排出に対する指導

有料化実施により燃やすごみ中の資源ごみの割合が減少したものの、資源物混入率が高い地区や周知が行き届いていない地区やワンルームなどの共同住宅、転入者を中心に分別の周知等を行います。また、不適正排出に対しては、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

施策2-2 事業者に対する働きかけ

事業系ごみについては民間で収集等の契約をしており、細かな分別区分は事業者の契約先ごとに異なっています。市では分別の概要を周知してきましたが、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組み事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供を行います。

【主な取組み】

(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供

事業系ごみは、業種や業態、規模などによって排出実態が多岐にわたり、具体的な取組み方法の事例が少ないことや、市外在住者を含む従業員への周知も課題となっています。各業種における3Rの具体的な取組み事例を情報収集し、社内教育の事例や分かりやすい分別マニュアルを作成し、業種にあわせてきめ細かく分かりやすい情報提供を行います。

(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

市では現在、今泉クリーンセンターにおける展開検査によって、排出事業者及び収集運搬業者に対する適正排出の指導を行っていますが、依然として約24%の資源物や産業廃棄物が混入しています。今後は、検査による指導を強化するとともに、専任の職員が事業者を訪問し、適正排出の指導を行うことで、事業系ごみの分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防ぎます。特に多量排出事業者に対しては、減量化及び資源化計画書の提出等により、指導を徹底します。

＜検査機による展開検査＞

市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を防止するため、平成25年1月からごみ投入検査機を設置し、搬入された事業系ごみの展開検査を強化しています。



施策3 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

ごみの発生抑制の取組みを進めたうえで排出される廃棄物については、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストによる費用負担を軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立を目指します。

【主な取組み】

(1) ごみ・資源物の適正処理の推進

発生抑制、資源物の資源化を進めたうえで排出される廃棄物については、適正かつ安定的に処理を行うとともに、将来におけるごみの状況を考慮し、長期的な視点を持った処理体制の確立を図ります。

(2) 処理における環境負荷の低減

ごみ処理及び資源化における環境負荷を低減するため、効率的な収集運搬、収集運搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施することで、環境負荷の低減を図ります。

(3) 処理経費の削減に向けた検討

ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在のコストを踏まえ、収集運搬、中間処理、処分経費について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減します。

(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を保全するため、山林等の不法投棄されやすい場所におけるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行います。また、土地所有者には不法投棄の未然防止に努めるよう協力を求めます。

クリーンステーションに出された資源物は市の所有物であるため、パトロールや看板設置により持ち去りの未然防止に努めます。なお、不法投棄や持ち去り対策は警察と連携して対応します。

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策 4-1 市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の弱者に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究していきます。

(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えられます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集を実施するためには、市民アンケート調査にて戸別収集モデル地区で81.8%の人が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%の人がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が示されており、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い市民理解が得られるよう引き続き検討が必要です。

特に、戸別収集の見直しを図るに当たり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くいただいています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集していますが、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等と限定していることから、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。また、クリーンステーションまでの距離が長いなどの課題に対してクリーンステーションの設置の考え方についても検討します。

(2) 分別しやすい排出方法の検討

現在の家庭系ごみの分別区分は、資源化に伴い多岐にわたり、高齢者にとってごみ出しが困難になっている場合があります。このため、分かりやすい情報提供に努めるとともに、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討します。

施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備

ごみが少ない小規模排出事業所は、個々に一般廃棄物収集運搬許可業者と契約すると効率が悪く、経費が高くなる等の理由で、地域のクリーンステーションに排出してしまっているという現状があります。市では、こうした小規模事業所が排出者責任に基づき、事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討していきます。

また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組みを積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やします。

事業系処理手数料については、社会情勢等を勘案しながら、ごみ処理に伴う適正な費用負担を求めていきます。

(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

小規模事業所に対する処理体制について、事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な処理体制を検討します。

(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート

環境経営の取組みを考えている市内事業者が無料で市に登録し、環境マネジメントに取り組むシステム「かまくらエコアクション21」については、積極的なPRにより認知度を向上させるとともに、取組みやすいシステムの検討や、普及、導入に向けたサポートを行います。

(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR

市では、地球環境への負荷軽減やごみの減量・資源化の推進に取り組む市内事業所等を「エコショップ」として認定し、公表しています。このような事業所の自主的な地域での取組みを積極的にPRしていきます。

また、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬許可業者に対して優良事業者認定制度を導入し、表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討します。

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

施策 5-1 市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組みの推進

3Rを進めるためには、消費行動や経済活動に係る市民、事業者、行政の連携・協働が欠かせません。市は、市民、事業者、市民団体や事業組織など、様々な主体との連携の強化を進め、各主体が自立した取組みを展開するとともに、複数の主体が協働して取組みを発展できるような体制の整備を行います。

(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けた取組みを推進します。

(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出されており、市民、事業者、市の掛け橋を担っているため、3Rを進める地域のリーダーとして行動します。また、主体的に3Rに取り組む関係団体と情報交換を行い、3Rの取組みが発展していくよう検討します。

(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知

ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組み状況等に関する情報発信を積極的に行います。

(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3Rに取り組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、チラシやメディア等を通じて情報発信を行います。また、外国語の表記を行うなど、外国人旅行者にも分かりやすい表記をします。

施策 5-2 事業所としての市の取組み

市は事業所のひとつとして、率先して3Rに取り組めます。取組みに当たっては、環境マネジメントシステムの運用やグリーン購入のほか、職場内の教育や啓発を行い、職員一人一人の取組みを促進していきます。

(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み

組織全体として本市が率先して環境に配慮した取組みを実践するため、環境にやさしい行動に取り組む環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」の運用を継続します。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人一人が率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組みを進めます。

(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進

市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品、長く使用できるものを選択するよう推進します。

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

施策6 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

市の焼却施設である名越クリーンセンターは、稼働から30年が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えています。将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくために、新たなごみ焼却施設の建設が不可欠であることから、平成37年度の稼働を目指し、新ごみ焼却施設の整備を行います。また、その他の処理施設についても、処理方法のあり方の検討を進めます。

(1) 新ごみ焼却施設の整備

新ごみ焼却施設の建設に当たっては、安全・安心で、環境に十分配慮し、市民に愛され、地域に開かれた施設を目指していきます。

また、これまで未利用であったごみの焼却から得られるエネルギーの利活用を図るとともに、災害に強い施設を造ります。

(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討

新ごみ焼却施設の平成37年度稼働を踏まえ、笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設など、本市のごみ処理施設のあり方についても併せて検討していきます。